

酒々井町地域防災計画

資料編

資料集

1 防災会議・災害対策本部・自主防災組織関係

1-1 酒々井町防災会議条例

昭和39年10月31日

条 例 第 18 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、酒々井町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 酒々井町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて酒々井町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、35名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 千葉県の知事の部内の職員
 - (3) 千葉県警察の警察官
 - (4) 町長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 医師、歯科医師及び薬剤師
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）

（施行期日）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 酒々井町防災会議委員名簿

N0	区分	職名	所在地
1	会長	酒々井町長	酒々井町中央台 4-11
2	一号	国土交通省気象庁銚子地方気象台長	銚子市川口町 2-6431
3		国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長	香取市佐原イ 4149
4		国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長	千葉市稲毛区天台 5-27-1
5	二号	印旛地域振興事務所長	佐倉市鎗木仲田町 8-1
6		印旛土木事務所長	〃
7		印旛保健所長	〃
8	三号	佐倉警察署長	佐倉市表町 3-18-1
9	四号	酒々井町副町長	酒々井町中央台 4-11
10		〃 教育次長	〃
11		〃 総務課長	〃
12		〃 企画財政課長	〃
13		〃 経済環境課長	〃
14		〃 健康福祉課長	〃
15		〃 まちづくり課長	〃
16		〃 上下水道課長	〃
17	五号	酒々井町教育長	酒々井町中央台 4-11
18	六号	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	佐倉市大蛇町 281
19		酒々井町消防団長	酒々井町伊篠 310-3
20	七号	東京電力パワーグリッド(株)成田支社副支社長	成田市花崎町 822-1
21		東日本電信電話(株)千葉事業部千葉支店長	千葉市美浜区中瀬 1-6
22		成田赤十字病院副院長	成田市飯田町 90-1
23		東日本旅客鉄道(株)千葉支社佐倉駅長	佐倉市六崎 235
24		京成電鉄(株)成田駅長	成田市花崎町 814
25		印旛沼土地改良区理事長	佐倉市山崎 143
26		東京ガスネットワーク(株)千葉支社副支社長	千葉市中央区新千葉 1-4-3
27		日本郵便(株)佐倉郵便局総務部長	佐倉市海隣寺町 2-5
28	八号	酒々井町医師部会代表	酒々井町東酒々井 1-1-77
29		酒々井町歯科医師部会代表	酒々井町東酒々井 1-1-12
30		酒々井町薬剤師部会代表	酒々井町東酒々井 1-1-73
31	九号	陸上自衛隊第1空挺団第2普通科大隊第4中隊長	船橋市薬園台 3-20-1
32		住みよい酒々井をつくる防災の会	酒々井町東酒々井 1-1-82
33		酒々井町社会福祉協議会事務局長	酒々井町中央台 4-11
34		酒々井町民生委員児童委員協議会長	酒々井町中央台 4-11

1-3 酒々井町災害対策本部条例

昭和39年10月31日
条 例 第 19 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、酒々井町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 酒々井町防災行政用無線局管理運用規程

平成5年3月8日
訓令第4号

(目的)

第1条 この規程は、酒々井町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する酒々井町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、町内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載携帯型及び可搬型並びに特定の場所に常置して運用する集落可搬型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、郵政大臣の免許を受けかつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成等)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別図及び別表のとおりとする。

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長の職にある者をあてる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受けその無線系の管理運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にある者をあてる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名しこれにあてる。

(管理者)

第7条 次の所には管理者を置く。

(1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署

(2) 本庁舎以外であって遠隔制御器を配備した出先機関等の部署

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局では施設等の管理・監督の業務を所掌する。

3 管理者は、本庁にあっては当該部署の係長、庁外にあってはその長をもってあてる。

(無線従事者の配置養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めなければならない。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(別記第1号様式)を作成する。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(別記第2号様式)の記載を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は毎日、管理責任者及び通信取扱責任者の検査を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録(別記第3号様式)を毎年12月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

5 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(別記第4号様式)及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 月点検

(3) 年点検2回(うち1回は精密点検)

2 点検項目については、無線設備の点検表(別記第5号様式)のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検 通信取扱責任者又は管理者

(2) 月点検 管理責任者

(3) 年点検 総括管理者

4 予備装置及び予備電池については、毎月1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、住民への官報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(執務時間外及び緊急時における連絡体制)

第16条 執務時間外及び日曜、祝祭日に緊急を要する事態が発生したときは、又は発生が予測されるときは佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）に設置する遠隔制御装置を使用し、消防本部の取扱責任者がその任務に当たる。

2 消防本部の取扱責任者は、その都度、町役場の管理責任者及び無線従事者に報告するものとする。

3 消防本部に設置する遠隔制御装置について別紙の酒々井町防災行政無線固定系の運用に関する協定書により運用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令第2号）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第6号）

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表中はつらつ公園及び東酒々井第一地区（仮）第2公園の項の規定の適用については、施行日から東酒々井第一土地区画整理事業に係る換地処分公告があった日までの間、「ふじき野3—20—2」及び「ふじき野2—10—9」とあるのは、「酒々井1506番9」及び「尾上67番3」とする。

附 則（平成14年訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年訓令第8号）

この訓令は、公示の日から施行する。

別表(第3条)

酒々井町防災行政無線親局・子局設置一覧表

1 親局

No.	設置場所	住所
1	酒々井町役場	酒々井町中央台 4-11

2 子局

No.	設置場所	住所
1	京成酒々井駅前	中川 430-3
2	酒々井消防署	上岩橋 1167-2
3	酒々井小学校	酒々井 788-1
4	上本佐倉交差点	上本佐倉 85-4
5	上本佐倉 1 丁目	上本佐倉 1-10-26
6	小鹿公園	中央台 2-23-1
7	大室台小学校	東酒々井 2-2-387
8	記念公園	東酒々井 3-3-269
9	夾竹桃公園	東酒々井 3-3-7
10	昭和公園	東酒々井 6-6-6
11	下岩橋	下岩橋 300-2
12	下岩橋消防機庫	下岩橋 75-4 地先
13	宗吾参道駅前	下岩橋 517-1 地先
14	東京学館高校	伊篠 21
15	伊篠	伊篠 289 地先
16	ちびっこ天国入口	伊篠 86
17	伊篠新田	伊篠新田 236
18	柏木	柏木 125
19	大鷲青年館	上岩橋 265
20	上岩橋	上岩橋 1412-3 地先
21	児童公園	上本佐倉 242-3
22	根古谷	本佐倉 740 地先
23	美空公園	本佐倉 315-29
24	馬橋	馬橋 124-1
25	JR 南酒々井駅前	馬橋 559-4
26	ネオポリス	馬橋 672-1
27	酒々井総合公園	墨 44
28	墨	墨 384-1 地先
29	墨ふれあい館	墨 1077-1
30	酒々井コミュニティプラザ	墨 1549-1
31	尾上	尾上 577-1 地先
32	尾上消防機庫	尾上 441 地先
33	飯積	飯積 274
34	はつらつ公園	ふじき野 3-20-2
35	やすらぎ公園	ふじき野 2-10-9
36	新堀	酒々井 727
37	京成酒々井駅西口	中川 380-2
38	飯積西	飯積 826
39	ヘルシータウン	上岩橋 818-1 地先

1-5 酒々井町防災行政無線局(固定系)戸別受信機管理規程

平成6年1月14日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、酒々井町防災行政無線局(固定系)戸別受信機(以下「戸別受信機」という。)の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 町は、町長が必要と認めた施設及び組織の構成員に対し、戸別受信機を各1台貸与するものとする。

2 前項の規定による貸与は、予算の範囲内において随時行うものとする。

(費用負担)

第3条 前条の規定により戸別受信機の貸与を受けたもの(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池交換経費

(2) 前号に掲げる経費のほか、町長が特別に利用者が負担すべきものとした経費

(保管保守点検)

第4条 利用者は、戸別受信機の改造等原形を変える行為をしてはならない。

2 利用者は、常に戸別受信機の取扱いに注意し、点検を行い保守管理に努めるものとする。

(変更の届出)

第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに防災行政無線(固定系)戸別受信機変更事項届出書(別記様式)により町長に届け出なければならない。

(1) 戸別受信機を損傷又は滅失したとき若しくはそのおそれがあるとき。

(2) 住所を変更するとき。

(3) その他戸別受信機の設置等に変更があるとき。

(損害賠償)

第6条 何人も故意又は過失により、戸別受信機に損害を加えた場合は、その程度により損害を賠償しなければならない。

(返還義務)

第7条 利用者は、第2条第1項各号に掲げる区分に該当しなくなったときは、速やかに戸別受信機を町に返還しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、戸別受信機に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年1月20日から施行する。

附 則(平成22年訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年訓令第9号)

この訓令は、公示の日から施行する。

1-6 酒々井町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成25年3月29日
告示第17号

(目的)

第1条 この要綱は、がけ地崩壊等による住民の生命に対する危険を防止するため、がけ地近接等危険住宅移転事業(以下「事業」という。)に要する経費を予算の範囲内において、酒々井町補助金等交付規則(昭和35年酒々井町規則第3号)及びこの要綱に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、危険住宅とは、酒々井町内に位置し、次の各号のいずれかに掲げる区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告を行った住宅をいう。

(1) 建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第39号)第3条の2の規定により指定した災害危険区域

(2) 同条例第4条で建築を制限している区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 町内に在住し、危険住宅の移転を行う者又は住宅金融支援機構若しくは一般の金融機関から親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転等を行う者

(2) 町税等の滞納がない者

(補助対象事業、補助金の額)

第4条 補助金の対象となる事業の種目、経費及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 移転等を行う者は、町長が指定する期日までに酒々井町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、補助金交付の可否を決定し、酒々井町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)又は酒々井町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付通知書(別記第3号様式)により、移転等を行う者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 移転等を行う者は、前条の規定による決定後に、事業内容や事業費の変更をするときは、酒々井町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更交付申請書(別記第4号様式)に当該変更に係る書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ変更の可否を決定し、その結果を酒々井町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更交付決定通知書(別記第5号様式)

により移転等を行う者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 移転等を行う者は、事業の完了後1か月以内又は第6条の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、酒々井町がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告書の審査又は必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、酒々井町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付額確定通知書(別記第7号様式)により、移転等を行う者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定により移転等を行う者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付額の確定後2週間以内に酒々井町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、酒々井町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書(別記第9号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(見直し)

2 町長は、この告示の施行後3年を経過した場合において、この告示の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成28年告示第58号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表

事業種目	経費	補助限度額
危険住宅除却等事業	危険住宅の移転を行う者が危険住宅の除却等を行う場合に要する経費	1戸当たり 802,000 円
建物建設(購入)事業	危険住宅の移転を行う者が危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をする費用(当該住宅に必要な土地を取得する場合にあっては、土地の取得に要する資金を含む。)を金融機関から借り入れた場合、当該資金の借入に係る利子(年利率 8.5 パーセントを限度とする。)に相当する経費	1戸当たり 4,150,000 円(建物 3,190,000 円、土地 960,000 円)を限度とする。ただし、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1戸当たり 7,227,000 円(建物 4,570,000 円、土地 2,060,000 円、敷地造成 597,000 円)を限度とする。

1-7 「ともに支え合い助け合う地域の手」酒々井町避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱

平成24年3月15日
告示第19号

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に安全な場所へ避難するための人的な援護が必要な人に対し、災害時に迅速かつ的確な情報伝達や避難支援を行うため、地域における共助による避難支援体制の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 避難行動要支援者 災害から自らを守るために安全に避難するなど、災害時の一連の行動をとることに支援を要する人で、次に掲げる者(施設に入所している者を除く。)のうち必要な個人情報を地域支援者、避難援助者及び避難支援等関係者に提供することに同意した者をいう。

ア 75歳以上のひとり暮らしの者

イ 75歳以上の高齢者のみの世帯の者

ウ 要介護3、要介護4又は要介護5の要介護認定者

エ 身体障害者

オ 療育手帳を所有する知的障害者

カ 精神障害者保健手帳1級を所有する者

キ 妊産婦及び乳幼児

ク 難病患者

ケ 日本語に不慣れな在住外国人

コ その他支援が必要と思われる者

(2) 地域支援者 自治会、自主防災組織及び消防団をいう。

(3) 避難援助者 避難行動要支援者の近隣に居住し、普段の見守りや災害時等において可能な限り情報の伝達、安否確認、避難誘導等の支援を行う者をいう。

(4) 避難支援等関係者 警察署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター及び民生委員児童委員をいう。

(登録制度)

第3条 登録は、次により行うものとする。

(1) 避難行動要支援者本人が必要な個人情報を提供することに同意し、自分の意志で登録する方法

(2) 町で保有する情報を基に、避難行動要支援者に登録を直接働きかけ、必要な個人情報を提供することに同意を得て登録する方法

(3) 地域支援者が地域において避難行動要支援者を把握し、登録を直接働きかけ、必要な個人情報を提供することに同意を得て登録する方法

(登録の手続)

第4条 避難行動要支援者で登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、酒々井町避

難行動要支援者登録申請書兼個別計画台帳(別記第1号様式。以下「申請書兼個別計画台帳」という。)を町長に提出するものとする。

- 2 登録希望者が障害等により登録の手続が困難な場合には、代理により申請することができるものとする。
- 3 登録希望者は、避難援助者を申請書兼個別計画台帳に記載する場合は、あらかじめその者の同意を得なければならない。
- 4 町長は、提出された申請書兼個別計画台帳を基に、酒々井町避難行動要支援者名簿(別記第2号様式。以下「名簿」という。)を作成するものとする。

(申請書兼個別計画台帳及び名簿の提供)

第5条 町長は、避難援助者及び避難支援等関係者に申請書兼登録個別計画台帳を、地域支援者に名簿を提供するものとする。

2 避難援助者及び地域支援者は、申請書兼個別計画台帳及び名簿(以下「名簿等」という。)の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿等の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 自治会、自主消防組織及び消防団においては、原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
- (4) 名簿等は、原則として複写しないこと。

(登録事項の変更及び登録の取消し)

第6条 前条の規定により登録された者(以下「登録者」という。)は、名簿等に記載された事項に変更が生じたとき又は登録を取消しするときは、酒々井町避難行動要支援者登録変更・取消届出書(別記第3号様式)により町長に届け出なければならない。

2 登録者が障害等により前項の届出が困難な場合には、代理により届出することができるものとする。

3 町長は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに登録を変更し、又は取り消し、地域支援者、避難援助者及び避難支援等関係者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第7条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができるものとする。

- (1) 登録者が死亡したとき。
- (2) 登録者が町外に転出したとき。
- (3) 登録者が入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。
- (4) 登録者が第2条第1号に該当しなくなったとき。

(避難援助者の選定)

第8条 地域支援者は、第4条の申請書兼個別計画台帳を受理した際、避難援助者が定まっていない場合には、速やかに避難援助者の選出に協力するものとする。

(地域の支援体制)

第9条 避難援助者及び地域支援者は、災害時において避難行動要支援者の支援等を円滑に行えるようにするため、日常的に避難行動要支援者への声かけ及び見回り活動等に努めるものとする。

(制度の周知)

第10条 町長は、広報紙等その他これに類する媒体を通じて、災害時避難行動要支援者名簿登録制度の周知を図るものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第106号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

1-8 自主防災組織

令和4年4月21日現在

番号	地区名	自主防災組織名	設立年月日	地区 防災計画 策定状況
1	中央台ハイツ	中央台ハイツ自主防災組織	平成7年4月1日	
2	県営酒々井中央台	県営酒々井中央台自治会自主防災会	平成7年4月18日	
3	中央台1丁目	中央台1丁目自治会自主防災会	平成8年4月1日	
4	中央台2丁目	中央台2丁目自主防災会	平成8年4月1日	
5	中央台4丁目	中央台4丁目自主防災会	平成8年4月1日	
6	東しすい四・五丁目	東しすい四・五丁目自治会自主防災会	平成18年4月16日	
7	東しすい一・三丁目	東しすい一・三丁目自治会自主防災会	平成19年4月1日	
8	東しすい二丁目	東しすい二丁目自治会自主防災会	平成19年4月1日	
9	東酒々井六丁目	アイビ自主防災会	平成23年5月29日	○
10	馬橋ネオポリス	馬橋ネオポリス自主防災会委員会	平成24年7月15日	
11	東酒々井県営住宅	東酒々井県営住宅自主防災組織	平成24年7月15日	
12	ふじき野一丁目	ふじき野1丁目自治会自主防災会	平成26年4月1日	
13	上本佐倉一丁目	上本佐倉一丁目自治会自主防災組織	平成27年4月5日	
14	ふじき野三丁目	ふじき野3丁目自主防災組織	平成29年2月12日	
15	ふじき野二丁目	ふじき野2丁目自主防災組織	平成31年4月7日	

2 災害協定関係

災害応援協定等一覧

協定名称	協定先	協定締結日	協定の内容
新東京国際空港消防相互応援協定	県内地方団体、新東京国際空港公団	昭和53年3月18日	航空機災害の消火救難活動
千葉県広域消防相互応援協定書	県下市町村及び一部事務組合	平成4年4月1日	自治体間相互応援協定
千葉県水道災害相互応援協定	管内水道事業者・水道用水供給事業者	平成7年11月2日	応急復旧工事、給水作業等
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	平成8年2月23日	自治体間相互応援協定
災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	県内全市町村及び13清掃・衛生組合	平成9年7月31日	自治体間相互応援協定
災害時における佐倉市内郵便局及び酒々井町内郵便局、酒々井町間の協力に関する覚書	佐倉市内郵便局、酒々井町内郵便局	平成10年3月17日	相互応援協力
道路の破損等の情報提供に関する覚書	佐倉郵便局	平成10年11月27日	道路の破損情報提供
大規模ガス供給停止及びガス漏洩時における防災行政無線の利用に関する協定書	千葉ガス株式会社	平成13年10月22日	大規模ガス停止時における防災行政無線の利用
災害時の医療救護活動に関する協定書 災害時の医療救護活動実施細目 災害時の医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書	社団法人印旛市郡医師会	平成13年11月1日	医療救護活動協定
災害時の歯科医療活動に関する協定書 災害時の歯科医療活動実施細目 災害時の歯科医療に係る費用弁償等に関する覚書	社団法人印旛郡市歯科医師会	平成13年11月1日	歯科医療活動協定
東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書	千葉県及び茨城県下の関係市並びに消防関係組合	平成18年8月24日	消防応援協定
大規模災害時応急工事の協力に関する業務協定書 大規模災害時応急工事の協力に関する細目協定書	酒々井町建設業災害対策協力会	平成18年9月15日	応急措置に係る工事協定
緊急災害時における飲料提供に関する協定書	千葉中央ヤクルト販売株式会社	役場、中央公民館 平成19年10月16日 プリミエール酒々井	飲料提供協定
緊急災害時における飲料提供に関する協定書	千葉中央ヤクルト販売株式会社	平成20年1月25日 保健センター 平成24年11月20日	飲料提供協定

協定名称	協定先	協定締結日	協定の内容
AEDの無償貸与に関する覚書	千葉中央ヤクルト販売株式会社	役場、中央公民館 平成19年10月16日 プリミエール酒々井 平成20年1月25日 保健センター 平成24年11月20日	自動体外式除細動器の貸与
緊急情報の放送に関する協定書	株式会社広域高速ネット二九六	平成19年11月1日	ケーブルテレビでの緊急情報提供協定
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成24年2月23日	各種情報交換等の協定
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	全国小さくても輝く自治体フォーラムの会加盟の全国23町村	平成24年7月19日	自治体間相互応援協定
災害時における応急生活物資等の供給援助協力に関する協定書	株式会社タイヨー	平成25年2月26日	応急生活物資等の供給協定
災害時における応急生活物資等の供給援助協力に関する協定書	成田市農業協同組合	平成25年2月28日	応急生活物資等の供給協定
災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	平成25年9月1日	災害時家屋被害認定調査等協定
東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定	千葉県及び茨城県下の関係市並びに消防関係組合	平成25年 4月10日	消防応援協定
災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	平成25年 9月 1日	災害時家屋被害認定調査等協定
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン千葉・茨城エリア統括部	平成27年2月5日	災害時地図情報提供協定
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	一般社団法人 千葉県LPガス協会印旛支部	平成27年9月11日	応急生活物資等の供給協定
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社	平成27年10月6日	避難場所等の案内掲載協定
災害時における物資等の供給援助協力に関する協定	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	平成27年11月30日	物資等供給援助協力協定
災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	学校法人鎌形学園東京学館高等学校	平成27年12月21日	災害時施設利用協定
停電時等における酒々井町防災行政無線の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	平成29年 3月 1日	停電時等における防災行政無線の活用
関東町村会災害時における相互応援に関する協定	関東町村会を組織する町村	平成29年10月16日	自治体間相互応援協定
原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定	茨城県ひたちなか市	平成30年7月24日	広域避難者の受け入れ（酒々井町を含む10市町）

協定名称	協定先	協定締結日	協定の内容
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年2月5日	災害に係る情報発信等協定
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	平成31年2月22日	福祉用具等物資供給協定
災害時における相互応援に関する協定	静岡県御殿場市 茨城県阿見町	平成31年2月22日	自治体間相互応援協定
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定等	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	令和2年7月1日	停電時等における連携協定等
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	セツカートン株式会社	令和2年7月27日	避難所用間仕切り用設備
災害時および感染症発生時における防疫業務に関する協定	一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会	令和2年8月4日	公共施設および避難所における防疫業務協定
災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書	有限会社酒々井環境コントロールセンター有限会社下総衛生	令和2年10月30日	災害等により、避難所等に設置された仮設トイレ、マンホールトイレ等のし尿の収集及び運搬
災害時の施設使用等の協力に関する協定書	株式会社エフケイ	令和2年10月30日	災害時の施設使用等
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	令和2年12月18日	災害時におけるレンタル機材の提供
災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定等	東日本電信電話株式会社千葉事業部	令和2年12月24日	災害時の復旧等における連携協定等
災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	令和3年4月22日	災害時における被災者支援に係る相談窓口等の支援協定
災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	令和3年9月21日	災害時におけるコンテナモジュールの提供協定
災害時における電動車両等の支援に関する協定	千葉三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和3年10月22日	災害時における電動車両等の貸与協定
大規模ガス供給停止及びガス漏洩時における防災行政無線の活用に関する協定	東京ガスネットワーク株式会社	令和4年4月1日	大規模ガス供給停止の広報
災害時の医療救護に関する協定	酒々井町三師会	令和4年4月20日	災害時の医療救護に関する協定
災害時における相互応援に関する協定	栃木県野木町	令和4年5月24日	自治体間相互応援協定

3 災害救助法・緊急輸送車両関係

3-1 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

第1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事務手続き等に関する要綱（抜粋）の趣旨
災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「災対法」という。）第76条第1項により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第9条の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年第385号。以下「地震施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱が制定されたものであるが、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、災害時応急対策等を迅速かつ円滑に行うためには、新たに緊急通行車両等以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とすることが必要であったことから本要綱を改正し、災害応急対策の適正を図ることとした。

第2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

1 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標を有しているものについては、あらかじめ交通規制の対象から除外し、緊急交通路の通行に際しては確認標章の掲示を不要とするため、事前届出の対象としないこととする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当す

る車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策

- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

- f 緊急輸送の確保に関する事項
 - g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- (エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策
- a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
 - b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
 - c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
 - d 輸送及び通信に関する措置
 - e 国民の生活の安定に関する措置
 - f 被害の復旧に関する措置

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添えて行うものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記(1)のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書きし、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

2 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号を確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
- (イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が発付した届出済証と同様に取り扱うものとする。
- (ウ) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとし、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の1の(1)のア及びイの(ア)、(ウ)及び(エ)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

緊急通行車両等確認申請書（別記第3号様式）（以下「確認申請書」という。）に災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

エ 確認

- (ア) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (イ) 前記第2の1の(1)のイの(ア)、(ウ)及び(エ)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第5号様式）に必要な事項を記載し交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察隊本部 県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察隊本部 県警本部
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

3 地震災害に関する警戒宣言発令時の緊急輸送車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同様に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行い、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書（別記第6号様式）及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

4 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、その申請に基づき、規制除外車両に該当するか否かの審査を事前に行うものとする。

- (1) 事前届出の対象車両

緊急通行車両とならない車両であって、次のいずれかに該当する車両であること

 - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (2) 規制除外車両の事前届出に関する手続
 - ア 事前届出の申請
 - (ア) 申請者及び申請先

前記1の(2)のアの(ア)及び(イ)の規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

(イ) 申請書類

規制除外車両事前届出書（別記第8号様式）2通に、次の書類を添えて行うものとする。

- a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
車検証及び使用者が医薬品・医療機器・医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの。）
- d 建設用重機、道路啓開用作業車両又は重機輸送用車両
車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの）。ただし、重機輸送用車両については、建設重機と同一の使用者による届出に限りて受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かの審査を行うものとし、前記(1)について審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両に該当すると認められたものについては、規制除外車両事前届出証（別記8号様式以下「除外届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用

前記1の(2)のエ及びオの規定は、除外届出済証の再交付等の手続きに準用する。

5 発災時の規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、警察署長等が警察署、県本部、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において、次のとおり行うものとする。

(1) 事前届出車両の確認

ア 確認

除外届出済証を受領し、除外届出済証に記載されている自動車登録番号と現に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号を確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア) 届出済証の交付を受けていない規定除外車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための審査は省略するものとする。
- (イ) 他の公安委員が発行した除外届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が発行した除外届出済証と同様に取り扱うものとする。
- (ウ) 確認標章の有効期限については、原則として発行の翌日から起算して1か月後の日とする。

(2) 事前届出車両以外の車両に係る確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

発災直後においては、事前届出の対象とする車両に対して規制除外車両であることの確認を行う。発災後、事前届出対象外の車両の通行が可能となった場合には、交通規制課において警察庁と調整の上、次に掲げる車両を規制除外車両とするものとする。

(ア) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

(イ) 路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送自動車で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

(ウ) 霊きゆう車

車検証等により車両の形状を確認する。

(エ) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次に掲げる物資等を輸送することを確認する。

a 医薬品、医療機器、医療用資材等

b 食料品、日用品等の消費財

c 建築用資材

d 金融機関の現金

e 家畜の飼料

f 新聞、新聞用ロール紙

(オ) 警察署長が通行させることをやむを得ないと認めた車両

ウ 申請書類

規制除外車両確認申請書（別記第10号様式）に規制除外対象車両であることを証する車検証等を添えて行うものとする。

エ 確認

(ア) 除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 前記4の(1)及び5の(2)のイに掲げる対象車両に該当するか否かについて審査を行うものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

除外規制車両であることの確認を行った場合には、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び規制除外車両確認証明書（別記第11号様式）に必要な事項を記載し、交付するものとする。

第3号様式

(警察署) 第 号

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		緊急通行車両等確認申請書		年 月 日
千葉県公安委員会 様		申請者 住所 氏名		印
自動車登録番号				
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)		1 警報(警備)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(備護) 10 緊急輸送 (人) 品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他 ()		
使用者	住所			
	氏名	() 局 番		
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間		
通行経路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

登録車両番号	<input type="text"/>
緊	急
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

第5号様式

(警察署) 第 号

<p>緊急通行車両確認証明書</p> <p style="margin-left: 200px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">千葉県公安委員会 印</p>		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令、伝達及び勧告、指示 2 消火、水防その他の応急措置 3 救難、救助、保護 4 児童・生徒の応急教育（教材運搬等） 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） <p>※ 品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）</p>	
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出発地	目的地
備考		

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第6号様式

(警察署) 第 号

<p>緊急輸送車両確認証明書</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p>	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震予知情報の伝達及び避難勧告又は指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 応急の救護その他の保護 4 施設・設備の整備及び点検 5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6 緊急輸送路の確保 7 清掃・防疫・保健衛生、その他応急措置の整備 8 その他地震災害の発生の防止又は軽減等(具体的に備考欄へ記載) 9 緊急輸送 (人) <p>※ 品名等 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品薬品 6 その他()</p>
使用者	住所
	氏名
() 局 番	
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第 号	
千葉県公安委員会 様 申請者住所 (電話) 氏名		規制除外車両事前届出書 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動申登録番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては輸 送人員又は品名を 記載)			
使用者	住所	() 局	番
	氏名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。 備考 1：届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。			
(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったとき。			

<p>規制除外車両確認申請書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>千葉県公安委員会 様</p>		
<p>申請者 住所</p>		
<p>氏名 印</p>		
自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

第 1 1 号様式

(警察署) 第 号

<p>規制除外車両確認証明書</p> <p>年 月 日</p> <p>千葉県公安委員会 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>		
自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

千葉県災害救助法施行細則による（令和2年1月31日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内</p> <p><加算額> ・ 冬季（10～3月）別に定める額を加算できる。 ・ 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p><基本額> 1 建設型仮設住宅 1戸当たり5,714,000円以内費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費の一切の経費 ・ 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 2 賃貸型応急住宅 借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額</p>	1 建設型仮設住宅 災害発生の日から20日以内着工 2 賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供	1 規 格 応急救助趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 建設型仮設住宅 ・ 同一敷地内に概ね50個以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50個未満であっても小規模な施設を設置できる。） ・ 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	<p><基本額> 1人1日当たり 1,160円以内</p> <p>・ 現物支給 ・ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費</p>	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が、限度額以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失及び床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を給与 ・ 被服、寝具及び身の回り品 ・ 日用品 ・ 炊事用具及び食器 ・ 光熱材料 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
				区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
				全 壊 全 焼 流 失	夏	18,800	24,800	35,800	42,800	54,200	7,900
					冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
				半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000	13,000	18,400		21,900	27,600	3,600				
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内	災害発生の日から14日以内	1 原則救護班において行う。やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる。 2 患者等の移送費は、別途計上							
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	1 助産は、次の範囲内において行う。 ・ 分べんの介助 ・ 分べん前及び分べん後の処置 ・ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 2 妊婦等の移送費は、別途計上							
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	搜索又は救出のための舟艇その他の機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上							

救助の種類	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	<基本額> 1 世帯当たり 595,000円以内 ・ 半壊又は半焼に準ずる程度の損害により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に現物をもって行う。
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊（焼）又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	<基本額> 1 生業費 1 件当たり 30,000円以内 2 就職支度費 1 件当たり 15,000円以内 ・ 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用	災害発生の日から1か月以内	生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付す。 ・ 貸与期間 2年以内 ・ 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等の生徒	<基本額> ・ 文房具及び通学用品 1 人当たり 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円 ・ 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費	1 教科書 災害発生の日から1か月以内 2 その他の学用品 15日以内	入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者	<基本額> 1 体当たり ・ 大人（12歳以上） 215,200円以内 ・ 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	1 埋葬は、死体の応急的処理程度のものを行うものとし、原則として、棺又は棺材の現物をもって行う。 ・ 棺（附属品を含む。） ・ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ・ 骨つぼ及び骨箱 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	搜索のための舟艇その他の機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することのできない者	<p><基本額></p> <p>町内で障害物の除去を行った1世帯当たりの平均137,900円以内</p> <p>・ ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等</p>	災害発生の日から10日以内	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 被災者の避難支援</p> <p>2 医療及び助産</p> <p>3 被災者の救出</p> <p>4 飲料水の供給</p> <p>5 死体の捜索</p> <p>6 死体の処理</p> <p>7 救済用物資の整理配分</p>	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費	当該救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

4 各種資料

4-1 土砂災害危険箇所（基礎調査予定箇所）

令和3年5月27日

No.	連番	箇所番号	箇所名	No.	連番	箇所番号	箇所名
1	920	I-056K2006	下岩橋	30	3817	II-056K2020	酒々井
2	921	I-056K2009	下岩橋	31	3818	II-056K2022	上岩橋
3	922	I-056K2010	下岩橋	32	3819	II-056K2023	上岩橋
4	923	I-056K2011	下台	33	3820	II-056K2025	上岩橋
5	924	I-056K2012	下台	34	3821	II-056K2026	上岩橋
6	925	I-056K2015	酒々井	35	3822	II-056K2028	上岩橋
7	926	I-056K2016	酒々井	36	3823	II-056K2029	上岩橋
8	927	I-056K2019	酒々井	37	3824	II-056K2030	上岩橋
9	928	I-056K2021	上岩橋	38	3825	II-056K2031	上岩橋
10	929	I-056K2024	上岩橋	39	3826	II-056K2032	上岩橋
11	930	I-056K2027	上岩橋	40	3827	II-056K2034	上岩橋
12	931	I-056K2033	上本佐倉	41	3828	II-056K2036	中央台3丁目
13	932	I-056K2035	上本佐倉一丁目	42	3829	II-056K2039	柏木
14	933	I-056K2037	中央台4丁目	43	3830	II-056K2040	柏木
15	934	I-056K2038	馬橋	44	3831	II-056K2041	柏木
16	935	I-056K2048	墨	45	3832	II-056K2042	柏木
17	936	I-056K2051	本佐倉	46	3833	II-056K2043	尾上
18	937	I-056K2054	本佐倉	47	3834	II-056K2044	尾上
19	3806	II-056K2001	ふじき野2丁目	48	3835	II-056K2045	尾上
20	3807	II-056K2002	伊籬	49	3836	II-056K2046	墨
21	3808	II-056K2003	伊籬	50	3837	II-056K2047	墨
22	3809	II-056K2004	伊籬	51	3838	II-056K2049	墨
23	3810	II-056K2005	伊籬	52	3839	II-056K2050	墨
24	3811	II-056K2007	下岩橋	53	3840	II-056K2052	本佐倉
25	3812	II-056K2008	下岩橋	54	3841	II-056K2053	本佐倉
26	3813	II-056K2013	酒々井	55	3842	II-056K2055	本佐倉
27	3814	II-056K2014	酒々井	56	10706	II-056K2056	馬橋
28	3815	II-056K2017	酒々井	57	10712	II-056K2057	酒々井
29	3816	II-056K2018	酒々井				

※ 県は、令和2年8月「土砂災害防止対策基本指針」を改訂に伴い、数値標高モデルを用いた危険箇所の抽出や町からの情報提供により危険箇所を選定している。

※ 令和3年5月31日から千葉県ホームページ（ちば情報マップ）公表されている。

※ 令和3年度から7年度の間基礎調査及び区域指定の手続きを行う。

4-2 土砂災害（特別）警戒区域

令和3年1月15日現在

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	酒々井町酒々井	宮下	急傾斜地の崩壊	平成22年7月16日	千第544号	千第545号
2	酒々井町下岩橋	東新田	急傾斜地の崩壊	平成22年7月16日	千第544号	千第545号
3	酒々井町下岩橋	東新田2	急傾斜地の崩壊	平成22年7月16日	千第544号	千第545号
4	酒々井町下岩橋	溜の台	急傾斜地の崩壊	平成22年7月16日	千第544号	千第545号
5	酒々井町上岩橋	大崎台	急傾斜地の崩壊	平成22年7月16日	千第544号	千第545号
6	酒々井町上岩橋	上岩橋2	急傾斜地の崩壊	平成22年7月16日	千第544号	千第545号
7	酒々井町上岩橋	上岩橋10	急傾斜地の崩壊	平成22年7月16日	千第544号	千第545号
8	酒々井町上岩橋	上岩橋11	急傾斜地の崩壊	平成22年7月16日	千第544号	千第545号
9	酒々井町柏木	柏木2	急傾斜地の崩壊	平成22年7月16日	千第544号	千第545号
10	酒々井町柏木	柏木1	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第350号	千第355号
11	酒々井町酒々井	酒々井2	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第350号	千第355号
12	酒々井町酒々井	酒々井3	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第350号	千第355号
13	酒々井町上岩橋	上岩橋7	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第350号	千第355号
14	酒々井町上岩橋	上岩橋8	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第350号	千第355号
15	酒々井町上岩橋	上岩橋9	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第350号	千第355号
16	酒々井町上岩橋	上岩橋12	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第350号	千第355号
17	酒々井町東酒々井・上岩橋	東酒々井1	急傾斜地の崩壊	平成24年5月22日	千第350号	千第355号
18	酒々井町下岩橋	下岩橋4	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
19	酒々井町伊篠	伊篠1	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
20	酒々井町伊篠	伊篠2	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
21	酒々井町篠山新田	篠山新田1	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
22	酒々井町篠山新田	篠山新田2	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
23	酒々井町伊篠新田	伊篠新田2	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
24	酒々井町本佐倉	本佐倉1	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
25	酒々井町本佐倉	本佐倉2	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
26	酒々井町本佐倉	本佐倉3	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
27	酒々井町本佐倉	本佐倉4	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
28	酒々井町酒々井	酒々井4	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号
29	酒々井町酒々井	酒々井6	急傾斜地の崩壊	平成26年7月11日	千第502号	千第503号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
30	酒々井町尾上	尾上 1	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 11 日	千第 502 号	千第 503 号
31	酒々井町馬橋	馬橋 2	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 11 日	千第 502 号	千第 503 号
32	酒々井町柏木	柏木 6	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 7 月 11 日	千第 502 号	千第 503 号
33	酒々井町下岩橋	下岩橋 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
34	酒々井町下岩橋	下岩橋 6	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
35	酒々井町柏木	柏木 3	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
36	酒々井町柏木	柏木 4	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
37	酒々井町柏木	柏木 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
38	酒々井町本佐倉	本佐倉 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
39	酒々井町本佐倉	本佐倉 6	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
40	酒々井町本佐倉	本佐倉 7	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
41	酒々井町本佐倉	本佐倉 8	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
42	酒々井町酒々井	酒々井 5	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
43	酒々井町飯積	飯積	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 17 日	千第 236 号	千第 240 号
44	酒々井町下岩橋	下岩橋 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 1 月 15 日	千第 15 号	千第 18 号
45	酒々井町下岩橋、 柏木	下岩橋 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 1 月 15 日	千第 15 号	千第 18 号

4-3 避難施設一覽

(1) 指定避難所・指定緊急避難場所

番号	名称	所在地	電話番号 (市外局番 043)	指定 避難所	指定 緊急避難 場所	避難所 収容人数 (人)	避難所 収容面積 (m ²)
1	酒々井小学校	酒々井 203	496-1041	○	○	432	1,730
2	大室台小学校	尾上 2-2	496-5281	○	○	467	1,867
3	酒々井中学校	尾上 141-10	496-1040	○	○	594	2,375
4	中央公民館	中央台 4-10-1	496-5321	○	-	163	651
5	東京学館高等学校	伊篠 21	496-3881	○	○	431	1,723
6	プリミエール酒々井	中央台 3-4-1	496-8681	○	-	111	444
7	酒々井コミュニティ プラザ	墨 1549-1	496-4461	○	○	147	589
8	昭和公園	東酒々井 6-6-6	-	-	○	-	-
9	中央台公共用地	中央台 3-4	-	-	○	-	-
10	酒々井総合公園	墨 44	-	-	○	-	-

4-4 要配慮者利用施設一覧

No	事業所名	所在地	電話番号	サービス種類	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域
1	ライジング	篠山新田 1-1	043-308-7824	就労継続支援		
2	美能	酒々井字上宿 1588-1	043-312-3107	就労継続支援		
3	グループホームこまち	東酒々井 6-6 1 棟 401 号	043-496-2810	共同生活援助		
4	そうだん支援かけはし	本佐倉 430	043-420-8212	計画相談支援		
5	居宅介護支援ぬくもり	本佐倉 430	043-420-8212	重度訪問介護・居宅介護		
6	多機能型事業所さいわい	本佐倉 430	043-420-8212	自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援		
7	ワーク・かなえ	本佐倉 352-7	043-496-4186	就労継続支援		
8	相談支援センターかなえ	本佐倉 352-7	043-496-4186	計画相談支援		
9	訪問介護エコトピア酒々井 (居宅介護)	本佐倉 224	043-496-1936	重度訪問介護・居宅介護		
10	エコトピア酒々井 (施設サービス等)	本佐倉 352-2	043-496-1936	居宅介護支援・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム・ケアハウス・訪問介護		
11	ハッピーハート	酒々井 1752	043-496-8886	訪問介護・介護タクシー・居宅介護・重度訪問介護		
12	訪問介護センタードリーム	酒々井 825-6	043-481-6585	重度訪問介護・居宅介護		
13	グループホーム花梨	本佐倉 650-1	0476-85-8826	共同生活援助		
14	O2（オーツ）サービス	上本佐倉 171-1 カネガサキハイツ 101	043-497-5402	居宅介護支援・訪問介護・介護タクシー		
15	有限会社パラダイスドリーム	酒々井 825-6	043-481-6585	居宅介護支援・訪問介護・通所介護・有料老人ホーム		
16	介護センターポピー	上岩橋 1307-3	043-496-5608	地域密着型通所介護		
17	ケア・ファミリーさくら ケア・ホームさくらんぼ	中央台 3-3-2	043-308-3588	地域密着型通所介護		
18	介護センター仙寿	上岩橋 1340-1	043-497-4340	地域密着型通所介護		
19	デイサービス仙寿	上岩橋 1378	043-497-4340	通所介護		
20	デイサービスセンター はちこくの里	墨 142	043-481-7716	地域密着型通所介護		
21	酒々井リハステーション光	上岩橋 163-9	043-309-6299	地域密着型通所介護		○
22	グループホームふじき野	ふじき野 3-20-3	043-481-8686	認知症対応型共同生活介護		
23	(福) 螢雪学園	伊篠 457-8	043-496-4008	児童養護施設		
24	千葉しすい病院 訪問看護ステーション	上岩橋 1160-2	043-481-8111	居宅介護支援、訪問看護、通所リハビリ、訪問リハビリ		○

No	事業所名	所在地	電話番号	サービス種類	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域
25	まえだ医院	東酒々井 1-1-77	043-496-3610	内科、消化器科、糖尿病科アレルギー科 健康診断、人間ドック		
26	しすい眼科医院	中央台 2-18-18	043-496-7175	眼科		
27	野本耳鼻咽喉科医院	中央台 2-20-11	043-496-1187	耳鼻咽喉科		
28	しすい皮膚科	東酒々井 1-1-121	043-496-4112	皮膚科、形成外科		
29	しすい整形クリニック	中央台 2-1-6 酒々井西駅前ビル	043-481-6611	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科、内科		
30	酒々井虎の門クリニック	飯積 2-8-9	043-310-7021	呼吸器内科、消化器内科、糖尿病科、内分泌内科、アレルギー内科、乳腺外科、漢方内科		
31	千葉しすい病院	上岩橋 1035	043-481-8111	内科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科		○
32	しすいホームクリニック	中央台 1-28-1	043-309-8388	内科、循環器内科、腎臓内科、泌尿器科、訪問診療		
33	おがた歯科医院	中央台 2-19-17	043-496-8450	歯科、小児歯科、歯科口腔外科		
34	梅村歯科医院	中央台 2-16-6	043-496-7774	歯科、訪問歯科診療		
35	宮野歯科医院	下岩橋 226	0476-26-1188	歯科、小児歯科、歯科口腔外科		
36	アップル歯科クリニック	中央台 1-6-8	043-496-9611	歯科、小児歯科、口腔外科、矯正、訪問歯科診療		
37	ひら歯科医院	東酒々井 1-1-75 浅香ビル 2階	043-481-7707	歯科、小児歯科、訪問歯科診療		
38	すばる歯科医院	東酒々井 1-1-397	043-497-0648	歯科、小児歯科		
39	しすい駅前歯科医院	東酒々井 1-1-12	043-496-4123	歯科、小児歯科、歯科口腔外科		
40	酒々井東デンタルクリニック	東酒々井 1-1-47	043-481-6830	歯科、小児歯科、訪問歯科診療		
41	ふじき野パーク歯科	ふじき野 2-1-9	043-497-1855	歯科、小児歯科、矯正歯科		
42	みやもと歯科	尾上 59-1	043-481-8020	歯科、小児歯科、口腔外科、矯正歯科		
43	あい歯科・小児歯科	上岩橋 67-1	043-496-0007	歯科、歯科口腔外科、小児歯科、矯正		○
44	町立酒々井小学校	酒々井 203	043-496-1041		○	
45	町立大室台小学校	尾上 2-2	043-496-5281			
48	町立酒々井中学校	尾上 141-10	043-496-1040			
49	町立中央保育園	酒々井 121	043-496-1274			
50	町立岩橋保育園	上岩橋 1151	043-496-1625			○

No	事業所名	所在地	電話番号	サービス種類	土砂災害警戒区域	浸水想定区域
51	酒々井幼稚園	中央台 1-22	043-496-5700			
52	昭苑こども園	東酒々井 1-1-105	043-496-3238			
53	東京学館高等学校	伊籾 21	043-496-3881			

5 被害情報の報告

5-1 国・県の報告

(1) 勤務時間内

総務省消防庁（応急対策室） ①消防防災無線 電話 [REDACTED] FAX [REDACTED] ②一般加入電話 電話 [REDACTED]
千葉県（防災危機管理部防災対策課災害対策室） ①千葉県防災行政無線 電話 [REDACTED] FAX [REDACTED] ②一般加入電話 電話 [REDACTED]

(2) 勤務時間外

総務省消防庁（消防庁宿直室） ①消防防災無線 電話 [REDACTED] FAX [REDACTED] ②一般加入電話 電話 [REDACTED]
千葉県（防災行政無線統制室） ①千葉県防災行政無線 電話 [REDACTED] FAX [REDACTED] ②一般加入電話 電話 [REDACTED]

5-2 千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き

1 総則

1.1 目的

千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き（以下、「手引き」という）は、市町村、消防本部、警察本部（以下、「市町村等」という）及び県が危機管理情報の共有を迅速かつ的確に実施できるよう、千葉県危機管理情報共有要綱（以下、「要綱」という）に規定される手続きの具体的な方法や、千葉県防災対策推進会議及び市町村等との意見交換会等で質問を受けた事項について定め、的確かつ円滑な災害対応業務の実施に資する。

1.2 被害の認定基準

危機管理情報のうち、被害の種類及び程度を判定するための認定基準は別表のとおりとする。

2 報告

2.1 各部及び各支部の報告受領

各部及び各支部は、要綱に規定する様式を使用して、電子メールまたは文書等で本部事務局に報告する。

2.2 市町村の報告受領（即時報告）

市町村は、その配備体制について、システムの本部設置情報報告機能を使用して災害の覚知後 30 分以内に報告する。

2.3 市町村等の報告受領（随時報告、定時報告）

市町村等は、要綱に規定する様式を使用して、原則として千葉県防災情報システムの災害総括報告に添付して報告する。

なお、災害年報の集計のため、様式に記載した被害の件数については災害総括報告の入力フォームにも入力する。

2.4 災害即報への準用

火災・災害等即報要領（以下、「要領」という）に基づいて行う市町村の災害即報は、要綱に定める様式を使用して県へ報告することで実施したものとみなす。

ただし、要領の直接即報基準に該当した場合の災害即報については、要綱に定める様式又は災害即報第 4 号様式を使用して、市町村から直接消防庁にも報告する。

3 情報の取扱

3.1 個人情報の保護に関する特例

危機管理情報の共有にあたっては、危機管理対応が専ら個人の生命、身体又は財産の保護を目的とする事務であることを踏まえ、市町村等は積極的に共有を図るものとする。

なお、県が要綱の目的に従って個人情報を収集するに際しての制限は、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により制限の対象外とされ、またその個人情報を要綱の目的の範囲内で、県内部において利用すること及び第三者に提供することができる。

3.2 各部及び各支部からの報告内容の公表

各部及び各支部は、要綱に定める様式により事務局に報告する際、その情報の共有範囲に

関して指定がある場合は、その旨を付して報告する。

なお、特段の指定がない場合は報道発表等を通じて県民に公表する場合がある。

3.3 市町村等からの報告内容の公表

消防本部、警察本部からの報告は、原則として要綱の目的範囲内でのみ共有し、市町村の認定を受けた時点で報道発表等を通じて県民に公表する。

(別表) 被害の認定基準

区 分	被害項目	認定基準	備 考	報告様式
人的被害	共 通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	人的被害
	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものとする。(原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めたい場合は、軽傷者とする。	
住家被害	共 通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	<ol style="list-style-type: none"> 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に 1 棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各 1 棟として計上する。 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 	住家等被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
住家被害	全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。		住家等被害
	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。		
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。		

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。		住家等被害
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設 1 か所として被害に計上する。	
	病院	医療法第 1 条第 1 項に規定する病院(患者 20 人以上の収容施設を有するもの)とする。		
罹災世帯	1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2 一部損壊及び床上浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。		
罹災者	罹災世帯の構成員とする。			
道路被害	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。(農業用道路、林道等は含まない) 2 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。	交通規制 道路被害
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。		
	がけくずれ			
	地すべり	地すべり等防止法(昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号)第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。		
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。	その他の被害
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外角施設、係留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。	参考様式【交通計画課】
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他の被害
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	参考様式【水政課・水道局】
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	参考様式【水政課・水道局】
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	その他の被害
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	
	ブロック石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。		
	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。		参考様式【農林水産政策課】
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。		参考様式【農林水産政策課】
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		参考様式【農林水産政策課】
畑の冠水			参考様式【農林水産政策課】	

区 分	被害項目	認定基準	備 考	報告様式
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		その他の被害
活 動 体 制	庁内各部署 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	<p>1 配備人数については、実情を把握しがない場合、各機関の定める配備定数を報告する。</p> <p>2 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。</p>	

様式集

1-2 住家等被害（様式2）

(1) 住家被害に関する状況（損壊）

整理 番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要（一部破損ではない）

(2) 住家被害に関する状況（浸水被害）

整理 番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	対処状況	備考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先

(3) 非住家被害に関する状況

整理 番号	住所	種別	名称	程度	破損箇所及び被害の詳細	備考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先

1-3 交通規制（道路被害）（様式3）

整理番号	路線名	区間・場所	道路被害	交通規制	理由	規制（報告）開始	迂回路	規制延長(km)	規制解除(予定) (復旧見込み)	備考	管理者	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先

様式-3

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告。

※道路被害や交通規制の理由で土砂が原因の場合、地滑りと分かれば「地滑り」、土砂の流出が崖地であれば「がけくずれ」、それ以外の場合は「土砂崩れ」としてください。

※道路被害は、土砂や倒木で路面が覆われているうちは「不明」、撤去後に道路に穴が空けば「道路陥没」、その他は状況に応じて記載してください。

※交通規制を伴わない道路被害に関しても報告する。(例) 道路の縁が崩れた、もしくは土砂が被ったものの、規制は不要な場合。

※道路被害を伴わない交通規制に関しても報告する。(例) 道路冠水や倒木による道路規制。

※「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

1-6 物資資源管理情報（様式6）

(1) 保有備蓄物資一覧

No	市町村	品目	数量	単位	1 梱包単位の容積			1 梱包単位 の入数	1 梱包単位の 重量 (kg)	保管箇所数
					たて (mm)	よこ (mm)	高さ (mm)			
例	●●町	アルファ化米	50,000	食	320	480	190	50	5.0	5

様式-6

(2) 集積拠点候補地

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	電話	有効面積 (㎡)	屋根	荷役 機械	大型 (10t) 進入 可否	受入 人数	官/民
例	●●町	〇〇町総合体育館	〇〇市××町 1-1-1	35.1111111	140.1234567	***_***_****	54,000	あり	あり	可		官

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

1-7 避難所等情報（様式7）

(1) 避難所情報①

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	管理者	管理担当	電話	有効面積 (㎡)	想定収容人数	指定避難所	福祉避難所

(2) 避難所情報②

No	構造条件			立地条件			交通条件	耐震性	耐火性	非構造部材の耐震化	備蓄物資													
	出入口	トイレ	水道	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域					津波災害警戒区域	食料 (食)	飲料 (L)	毛布 (枚)	トイレ (基)	紙おむつ (枚)	生理用品 (枚)	マスク (枚)	手指消毒液	自家発電装置	非常用発電機	衛星電話	燃料	生活用水

(3) 避難所開設情報

No	市町村	施設名	住所	電話	有効面積 (㎡)	収容可能人数	現避難数		延べ避難数		不足物資	開設日時	閉鎖日時
							世帯数	人数	世帯数	人数			

2 国報告関係（消防庁）

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) (月 日 時 分) 鎮火日時
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 半焼 棟 } 部分焼 棟 } ぼや 棟 } 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)		
			重症 人(人)		
			中等症 人(人)		
			軽症 人(人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材
	使用停止命令 月 日 時 分		事業所 自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部(署)	台	
			消防団	台	
			消防防災ヘリコプター	機	
			海上保安庁	人	
			自衛隊	人	
		その他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

3 自衛隊の災害派遣要請・撤収要請の様式

3-1 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

酒 総 第 号
年 月 日

千葉県知事 様

酒々井町長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼いたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

3-2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

千葉県知事 様

酒 総 第 号
年 月 日

酒々井町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け酒総第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼いたします。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

4-3 被害発生状況連絡票

整理番号			
被害発生状況連絡票			
発生 (確認) 日時	年 月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 電話 () 氏名
発生場所			
情報 区分 (該当に○を 記入)	<input type="radio"/> 被害区分 (地震・浸水害・土砂災害・風による被害) <input type="radio"/> 人的被害 (死者・行方不明者・重傷者・軽症者) <input type="radio"/> 住家被害 (全壊・半壊 (大規模・中規模・半壊・準半壊)・一部損壊・床上浸水・ 床下浸水) <input type="radio"/> 非住家施設 (住家以外の建築物・公共建物・文教施設・病院・道路・橋りょう・ 急傾斜地・清掃施設・鉄道・上下水道・電気・電話・ガス・ブロック 塀・田畑・その他)		
情報源	参集時 住民 電話 警察 消防 職員巡回 SNS		
被害 状況	地図・略図 (写真を撮影した場合は、データを提出すること)		
記録者	氏名	班 送付先 送付 日時	年 月 日 時 分 班
関係班 処置 記録			
本部解散 後の対応			

4-4 情報記録一覧表

No.

様式-18

番号	情報区分	通 報 時 刻	場 所	通報者	応急対策実施者	応 急 対 策 の 概 要
		年 月 日 時 分			班	
		年 月 日 時 分			班	
		年 月 日 時 分			班	
		年 月 日 時 分			班	
		年 月 日 時 分			班	
		年 月 日 時 分			班	
		年 月 日 時 分			班	
		年 月 日 時 分			班	
		年 月 日 時 分			班	

○ 情報区分は、災害の種類、活動区分を記載

4-6 避難者名簿

様式-20

		災害名				避難所名			作成者	氏名	班	No		
番号	避難時期	氏名	性別	年齢	世帯主との続柄	現住所	離散家族氏名(続柄)		事後消息	備考				
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													
	月 日～ 月 日													

- ※1 「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。
- ※2 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。
- ※3 「備考」欄には、住民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること。

4-7 避難所運営記録

避難所運営記録							
作成年月日	年 月 日 ()						
避難所名	作成者						
避難者情報	記録時間	入所者数 (世帯数)	退所者数 (世帯数)	現在数 (世帯数)	内 訳		
					要配慮者	負傷者	ペット
○ 運営状況							
○ 問題点・要望事項等							
受信日時				受信者名			

4-8 ペット登録台帳

ペット登録台帳

様式-22

避難所名				ペットの情報						犬のみ記入			
受付 番号	飼い主情報			ペットの情報						犬のみ記入			
	避難者 カード 番号	氏名	連絡先	種類	品種	名前	性別	特徴	ワクチン・ 去勢等の状況	市町村 の登録	狂犬病 予防接種	入所日	退所日
例	4	酒々井 太郎	〇〇〇-〇〇〇〇	犬	柴	次郎	オス	茶・中型	ワクチン接種済 去勢済み	登録済 ・ 未登録	接種済 ・ 未接種	/	/
										登録済 ・ 未登録	接種済 ・ 未接種	/	/
										登録済 ・ 未登録	接種済 ・ 未接種	/	/
										登録済 ・ 未登録	接種済 ・ 未接種	/	/
										登録済 ・ 未登録	接種済 ・ 未接種	/	/
										登録済 ・ 未登録	接種済 ・ 未接種	/	/
										登録済 ・ 未登録	接種済 ・ 未接種	/	/
										登録済 ・ 未登録	接種済 ・ 未接種	/	/

特徴：毛色・体格、迷子札の有無等を記入します。

4-10 安否不明者届出票

安否不明者届出票

	届出年月日	年 月 日			
	受付番号				
	受付者氏名				
安否不明者等の情報	種 別	1. 安否不明者		2. 身元不明の遺体	
		3. 身元引受人のない遺体		4. その他	
	氏 名		性 別		年 齢
	現住所				
	最後に確認された場所 (遺体の現場)				
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格、当日の行動等)				
届出人	氏 名		安否不明者等との続柄		
	住 所				
	電話番号				
町及び県では、速やかな救出・救助活動と安否確認のため、特別な理由がない限り原則安否不明者の氏名情報 (氏名、住所 (大字まで)、性別、年齢及び被災状況) を公表します。					
同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。(同意をしない理由: <input type="text"/>) <input type="checkbox"/>					

4-12 氏名札、遺体調書、遺留品一覧票

氏 名 札

酒々井町災害遺体第 号
受付番号
氏 名

遺 体 調 書

安置者署名		受付番号		
搜索・収容者				
種 別	1. 身元不明遺体 2. 身元引受人のない遺体 3. その他			
遺体発見日時	年 月 日 時 分頃			
遺体発見場所				
遺体の身元	本 籍			
	住 所			
	氏 名	性 別	年 齢	
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）			
身元引受人等	現住所 (避難先)	連絡先 ()		
	氏 名	遺体との続柄 ()		
	遺体の 引取り			
検視（検分）日時	年 月 日 時 分	検視（検分）者		
検案日時	年 月 日 時 分	検案医師		
火葬許可書公布日	年 月 日	火 葬 日	年 月 日	
遺留品処理番号		遺体安置所名		

遺 留 品 一 覧 票

遺 留 品 処 理 番 号		
遺 留 品		
引 受 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	
遺 体	遺 体 調 書 番 号	
	氏 名	
	住 所	
遺 留 品 保 管 所		

4-13 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

遺体 調書 受付 番号	処 理 年月日	死亡者 氏 名	遺 族		遺体 安置 場所	洗淨などの処理費			遺体の 一 時 保存料 (円)	検案料 (円)	実 支 出 額	備 考
			氏 名	続柄		品目	数量	金額 (円)				
計		名						円	円	円		

4-14 埋葬・火葬台帳

埋葬・火葬台帳

遺体調書 受付番号	区 分	埋葬・火葬 年月日	死亡者氏名	埋火葬を行った者		埋火葬費				備考
				氏 名	続柄	棺(付属品 含む)代	埋 葬 又 は 火葬料	骨箱(付 属品含 む)代	計	
	埋葬・火葬					円	円	円	円	
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
	埋葬・火葬									
計			名			円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 棺、骨箱を現物で支給したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

4-15 被災証明書

被災証明書

受付番号	
------	--

(あて先) 酒々井町長

申請者住所 : _____

電話番号 : _____ () _____

氏名 : _____

使用目的	①保険金請求のため ②見舞金請求のため ③確定申告のため ④その他 _____ のため
提出先	

上記目的に使用するため、下記のとおり被災したことの証明を申請いたします。

被災原因	酒々井町
被災所在地	_____ 年 月 日の _____ による
被災者の氏名	
被災物件の状況	① _____ の破損等 ② その他 (_____)
上記のとおり被災したことを証明します。 <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日 酒々井町長</p>	

被災証明書は、災害により生じた人的被害及び住家以外（住家以外の家屋や土地、カーポートや塀、家財、自動車など）並びに動産等（店舗の商品、施設の機械、車など）の被害について被害があったことを証明するものです。

4-16 罹災証明書

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による。
------	-------------

被災住家 [※] の所在地	
住家の 被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
被災住家に 関連する事項	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことです。
（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外 の被害	
-------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

酒々井町長

4-18 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書

_____様

年 月 日

酒々井町長

このたびの当町の災害のために、下記義援金品をお贈りいただき、誠にありがとうございました。町として、有効に使わせていただく所存でございます。

義 援 金	金額 () 円		現金、小切手 その他 ()	
	物 品 名	数 量	備 考	
義 援 品				

義 援 者	氏 名	住 所	電 話
		〒	